

第 1 回 放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取について

放射線照射工業連絡協議会

1. 原子力規制委員会資料 6 のガイド等について、関係者からの意見を下記に記載いたします。

意見内容	該当ページ・箇所
本ガイドについて、審査の視点が明確になることで、被 監査側としても適切な保守管理に活用することができ る。	ガイド自体
聴取を行う関係者に教育及び訓練を施した者、教育及び 訓練を受けた者とあるが、検査時に検査官により指定さ れた者が交代勤務等で不在であった場合、他の関係者で の対応で問題ないか。	資料P 2 3 (3) 検査を行う際の視点等 ③聴取を行う関 係者
「信頼性のある値」とは、結果として別のものを使用す るよう指導があるかもしれませんが、「〇〇協会出版の △△より引用」等出典を明記すればよいとの解釈でよろ しいでしょうか。	資料P12上から5行目 (3) 実行線量の評価に用いる・・・信 頼性のある値を用いること。
「放射線業務従事者の管理区域への立入記録」 との記載が出てくるが、これは法定帳票ではないはず。 ここに定めることにより実質的な法定帳票とするのか？ 趣旨からすれば、“初めて”立ち入った日時さえわかれば 良いのでは。	資料P24 (2) 検査手法 ① 口 放射線業務従事者の管 理区域への立入記録
厳密に 3 6 5 日以内の必要があるか？毎年、期間が短く なるため、その当月対応で問題ない解釈にできないか？	資料P34 ③ 口 b. 管理区域に立ち入った後は 1 年を超 えない期間ごと
問診は、医師が口頭で実施することになっていますが、 これをどうやって漏れなく行っているかを確認するの か？	資料P38 ハ 上記イの放射線の被ばく歴を有する者に対し ては、以下の事項について、漏れなく「問診」が行われて いること